

栃木県武道ツーリズム受入態勢整備費補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	補助事業者	個人事業主の申請は可能か。	個人事業主も対象となります。
2	補助事業者	本店登記が県外（納税も県外）であるが、申請は可能か。	栃木県内に事業所等を有する武道団体又は個人との共同事業体である必要があります。共同事業体の他の構成員は、栃木県内に事業所等を有することは必須ではありません。
3	補助事業者	現在非営利団体であるが申請可能か。	要件を満たしていれば可能です。 継続的な実施・販売を見据えていることが明らかであれば、補助対象となり得ます。
4	補助対象事業	イベントやシンポジウムは補助対象となるか。	申請内容を踏まえての判断となります。 一過性のイベント等の開催が主目的の事業は、原則として補助対象外です。 ただし、イベント等の中に含む武道プログラムについて、継続した実施・販売を見据えていることが明らかであれば、補助対象となり得ます。
5	補助対象事業	補助対象は、来県者を対象とした事業に限るか。 例えば、インターネット販売で武道の演武に料金を払うなどの受入態勢整備は補助対象となるか。	当事業は栃木県の交流人口の拡大に資することを目的としているため、補助対象は来県者を対象とした事業に限ります。 【対象外の例】 ×栃木県内で撮影する武道の演武の動画配信のみの事業 ×栃木県内で実施（撮影）するオンライン稽古・オンラインツアーのみの事業 【対象となり得る例】 ○栃木県内で開催するイベント等に、武道の演武者を派遣できる態勢を整備する事業（演武内容のプログラム・料金表等の作成とそのプロモーションに要する経費） ○栃木県内で開催する武道体験プログラムと一体的に実施するオンライン稽古
6	補助対象事業	ニーズ調査等は補助対象となるか。	武道プログラムの受入態勢整備と一体的に実施する調査は対象となり得ます。
7	補助対象事業	道場主が演武会などに併せて、旅行業者等と共同で造成するオプションルツアーは補助対象となるか。	一過性のものではなく、継続した実施・販売を見据えていることが明らかであれば、補助対象となり得ます。
8	補助対象事業	県外・国外からの観光客等の参加を想定した武道プログラムについて、参加者を募集した結果、一部の参加者が県民であった場合、補助対象外となるか。	観光客等の参加を想定したプログラムであっても、県民が参加する可能性はあるため、その場合も補助対象となり得ます。

No.	区分	質問	回答
9	補助対象事業	武道プログラムを組み合わせたツアー商品造成として、一般を対象にモニターツアーを実施する場合、参加者の旅費は補助対象経費になるか。	原則として、モニターツアーの一般参加者の旅費（宿泊費・交通費）は補助対象外です。ただし、モニターツアーに専門家等を招請し、実施・販売に向けた意見聴取等を行う場合には、補助対象となり得ます。
10	補助対象事業	対象外事業要件「武道プログラムの受入態勢整備が主たる目的ではないもの」とはどのようなものか。	申請内容を踏まえての判断となります。 「武道プログラムの受入態勢整備」は、運送又は宿泊を伴わない、武道の実技体験、稽古、師範等との交流、試合・演武等の観戦・鑑賞を、一般の観光客等に向けて継続的に実施・販売することを見据えた取組を想定しています。 旅行業法登録が必要となる旅行業法に該当する行為（例えば、報酬を得て運送又は宿泊の手配を一体的に行うプランの提供）を含む申請を妨げるものではありませんが、補助対象経費の半分以上が武道プログラムの受入態勢整備以外に使用されると判断されるもの等は対象外になります。 【対象外の例】 ×道具や消耗品の購入・賃借経費のみの事業 ×武道に関連する資源の見学・入場のみの事業 （例：武道に関連するA神社とB神社を見学するプランの受入態勢を整備） ×既存の武道体験に、武道に関連する資源の見学等を組み合わせた新規のツアーを造成する事業 【対象となり得る例】 ○新たに武道体験プログラムを作り、武道に関連する資源の見学・入場等を組み合わせた新規のツアーを造成する事業
11	補助対象事業	備品等の購入のみ事業は補助対象となるか。	備品等の購入が主目的である事業は、原則として補助対象外です。ただし、武道プログラムの受入態勢整備の一環として必要な消耗品等の購入経費は対象経費となり得ます。 （例）訪日外国人用の武道プログラム実施に必要な道着、武具の調達等
12	補助対象事業	料金を発生させる必要があるか。	補助実施期間中は、料金を発生させずに実施しても差し支えありません。ただし、次年度以降、継続的に実施・販売することを見据えた取組としてください。
13	補助対象事業	事業で受入態勢を整備した武道プログラム等は事業期間内に販売する必要があるか。	必ずしも年度内でなくて差し支えありません。ただし、次年度以降、継続的に実施・販売することを見据えた取組としてください。

No.	区分	質問	回答
14	補助対象事業	共同事業体の場合であって、県外に本社のある構成員の社員が栃木県に來県して業務にあたる場合の旅費(交通費・宿泊費)は事業費として計上できるか。	原則として対象外ですが、事業実施に必要と認められる場合は補助の対象になり得ます。